

## 1. 日本標準職業分類の作成目的と変遷

### (1) 日本標準職業分類の作成目的

公的統計の統一性又は総合性を確保し、利用の向上を図るためには、公的統計が統計基準に基づいて作成される必要がある。日本標準職業分類は、このような統計基準の一つとして、公的統計を職業別に表示するために、個人が従事している仕事の類似性に着目して区分し、それを体系的に配列した形で設定されたものである。

### (2) 日本標準職業分類の変遷

日本標準職業分類の原形は、大正9年の第1回国勢調査で用いられた職業分類に遡る。

この職業分類は、今日から見ると産業分類に近く、それに若干の職業的な色彩が加味されたものであった。当時はまだ職業分類と産業分類の概念が明確に区分されておらず、職業分類という名称の下に産業分類が行われていたというのが実態である。職業分類と産業分類が区別されたのは、昭和5年の第3回国勢調査の時である。その後、昭和15年の第5回国勢調査以降は、毎回、同調査に用いられる職業分類が産業分類とは別に作成されている。なお、大正14年の第2回国勢調査及び昭和10年の第4回国勢調査では、職業別表示は行われていない。

現在の形で職業分類が設定される契機となったのは、戦後、国際連合が提唱した1950年世界センサスである。同センサスには我が国も参加することになり、総司令部（GHQ）の示唆によって、内閣に置かれた統計委員会に1950年センサス中央計画委員会が設置され、センサスの実行計画と基礎事業である各種分類の研究が進められた。また、この際に、各種の専門部会と並んで、委員会、幹事会及び小委員会から構成される職業分類専門部会が設けられた。

同部会は、昭和25年9月に昭和25年国勢調査用職業分類を作成したが、引き続き、標準分類を作成することになっていたもので、更に標準職業分類技術委員会を新設して研究が進められた。

行政機構の改革により、昭和27年8月から統計委員会職業分類専門部会は、組織の構成は従来どおりのまま、行政管理庁統計基準部職業分類専門部会となったが、昭和28年3月には日本標準職業分類の草案が刊行された。なお、この草案は、その後、昭和32年3月に再刊されている。

他方、前記行政機構改革により、行政管理庁長官の諮問機関として、昭和27年8月に統計審議会が設置され、同年9月の第1回統計審議会で、統計調査に用いる職業分類の基準の設定に関する諮問（諮問第2号統計調査に用いる職業分類の基準の設定について）が、産業分類、商品分類、地域分類及び建設物分類の基準の設定に関する諮問と並んで行われた。

これを受けて、同年11月には統計審議会に職業分類専門部会が設置され、日本標準職業分類の設定は同部会で審議されることになった。

その後、総理府統計局による昭和 30 年国勢調査用の職業分類の作成、また昭和 33 年（1958 年）には、国際労働機関（ILO）による国際標準職業分類（ISCO）の設定があり、日本標準職業分類は、これらの経験及び研究も考慮して審議された。

このような経過を踏まえて、昭和 35 年 3 月の第 90 回統計審議会では日本標準職業分類の設定に関する答申がなされ、行政管理庁はこれを受けて、同月に日本標準職業分類を設定した。

日本標準職業分類の設定の後、社会経済情勢の変化によって職業の面にもかなりの変化が認められるようになり、標準分類の適用に当たって現状にそぐわない点が生じてきたこと、及び昭和 43 年（1968 年）に国際労働機関（ILO）によって国際標準職業分類（ISCO）が改定されたこと（1966 年 10 月の第 11 回国際労働統計会議で改定案を採択、1967 年 2 月～3 月の第 168 回総会で承認）から、改定が企画され、昭和 43 年 5 月の第 188 回統計審議会において、日本標準職業分類の改定に関する諮問が行われた。

この諮問に対して、昭和 45 年 2 月の第 209 回統計審議会において答申が行われ、これを受けて行政管理庁は同年 3 月に第 1 回目の日本標準職業分類の改定を行った。

その後も、我が国の社会経済情勢の変化に伴う職業構造の変化に適合させるため、昭和 54 年 12 月に第 2 回の改定、同 61 年に第 3 回改定、そして平成 9 年 12 月に第 4 回の改定を行った。

従来の日本標準職業分類は、法令に基づいて設定されたものではなく、その周知も告示によるものではなかった。平成 19 年 5 月、第 166 回国会において、公的統計の体系的かつ効率的整備及びその有用性の確保を図ることを目的とした新統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「新法」という。）が成立し、公的統計の作成に際し、その総合性又は統一性を確保するための技術的基準である「統計基準」という概念が設けられた。統計基準は、統計分類を含め、公的統計の作成に当たって基準となるものを総称するものとして、統計法に基づき総務大臣が設定するものである。また、新法の規定により統計委員会が設置され、統計審議会は統計委員会に改組された。

新法の成立を背景に、総務省では、平成 9 年 12 月時点の内容を基に、5 回目の改定に相当する案を作成し、平成 21 年 4 月、新法に基づき、統計委員会に対して同案を新たに統計基準として設定することについての諮問を行い、同年 8 月、統計委員会の答申がなされた。これを受けて、総務省は、同年 12 月に日本標準職業分類を統計基準として設定し、公示した。